

独立行政法人農業者年金基金の
平成27年度に係る業務の実績に関する評価書

厚生労働省
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度（第3期）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 小島 吉量
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 倉重 泰彦
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金国民年金基金課長 青山 桂子
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室政策評価官 玉川 淳

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月25日に独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議を実施

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の業務実績評価は、農林水産省及び厚生労働省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施 平成26年度以降の業務実績評価は、農林水産大臣及び厚生労働大臣による評価を実施 平成25年度までの評価区分（3段階）と平成26年度以降の評価区分（5段階）は、評価基準の改定により変更している

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		A	C	B		
評価に至った理由	<p>評価対象である14の中項目が全てBであり、全体として中期計画における所期の目標を達成しており、新規加入実績が前年度を上回るなど、平成26年度実績評価の際に指摘した事項に対する改善が見られることからBとした。</p> <p>※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	中期目標の達成に向けて、年度計画に従い適切に業務を実施されていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>前年度に簡素化した事務書類について、業務受託機関から意見聴取するなど検証を行い、その結果を明らかにすること。</p> <p>基金の内部統制の整備及び運用についての平成27年度監事監査報告の意見を踏まえ、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の現状を調査及び分析し、内部統制システムをより充実させること。</p> <p>会計検査院から昨年指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置が講じられたところであるが、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関及び受給権者に対する周知徹底を継続的に行うとともに、不適正支給の返還状況を管理し、円滑な債権回収に努めること。</p>
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	A	B	B			第2-1	P4
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	B	B			第2-2	P8
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	A	C	B			第2-3	P11
II 業務運営の効率化に関する事項							
1 業務運営の効率化による経費の抑制等	A	B	B			第1-1	P18
2 業務運営の効率化	A	B	B			第1-2	P23
3 組織運営の合理化	A	B	B			第1-3	P25
4 委託業務の効率的・効果的实施	A	B	B			第1-4	P27
5 業務運営能力の向上等	A	B	B			第1-5	P30
6 内部統制の充実・強化	A	C	B			第1-6	P35
III 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	A	B	B			第3	P42

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における中項目評価である。

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	B	B			第4	P44
V 短期借入金の限度額							
	-	-	-			第5	P46
VI 長期借入金							
	A	B	B				P47
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	B	B			第6-1	P49
2 積立金の処分に関する事項	A	B	B			第6-2	P51

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報
標準処理期間内処理割合	提出された申出書等の97%以上		98.35%	97.66%	98.19%			
申出書等の返戻率	10%未満	前期5カ年平均7.9%	7.7%	6.5%	8.2%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				B	
(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年	農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の	(1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図る	<主な定量的指標> <その他の指標> ・農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合の実施。 ・突合の結果を踏まえた適正な管理。 <評価の視点> 計画どおり、	<主要な業務実績> 農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、5月及び11月に全ての農業者年金被保険者について、両記録の突合を実施した。 その結果、不整合となっていた者に係る記録確認リストを該当する全ての受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに全ての当該不整合者に対して基金からも届出書等の提出を促すための通知を送付した。 不整合者の状況については、27年5月突合対象者78,297人のうち不整合者1,421人が6ヵ月経過後、927人減の494人になり、不整合者の減少率は65.2%となった。 27年11月突合対象者77,099人のうち記号違いを除いた不整合者1,154	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の突合を実施し、不整合となつた者について、働きかけている。その結果、年金機構の情報流出による記号番号の変更と推定されるものを除き不整合者も減少しており、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

<p>金給付を行う。</p>	<p>被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>ため両記録の場合を年2回(4月と10月)行います。また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p>・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。</p>	<p>人は、6ヶ月経過後690人減の464人となり、不整合者の減少率は59.8%となった。 記号番号違いは、その殆どが情報流出を原因とした日本年金機構による平成27年8～9月の基礎年金番号の変更によるものと推定されるため、基金が日本年金機構から変更情報を取得し自ら修正することとし、受託機関、被保険者に対する11月の是正依頼の対象からはずした。 不整合の多い国民年金付加保険料の納付該当届の指導については、27年度より、加入申込書に重要事項の説明欄を設け、新規加入の際に受託機関による説明を義務付けた。</p>	<p>上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																															
	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。(3) 申出書等</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 裁定請求の勸奨。 <評価の視点> 65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月実施しているか。<主な定</p>	<p><主要な業務実績> 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳の誕生日になる1ヶ月前に該当する全ての者に対し、裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 (65歳到達1ヶ月前勸奨文書送付実績) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1219 919 1902 1010"> <tr> <td>送付月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>576</td> <td>497</td> <td>597</td> <td>570</td> <td>684</td> <td>667</td> <td>677</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1219 1052 1902 1142"> <tr> <td>送付月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>27年度計</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>682</td> <td>1,026</td> <td>790</td> <td>829</td> <td>554</td> <td>8,149</td> </tr> </table> <p>また、65歳を超えても裁定請求しない者(1,374人)に対しても勸奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>	送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	勸奨送付	576	497	597	570	684	667	677	送付月	11月	12月	1月	2月	3月	27年度計	勸奨送付	682	1,026	790	829	554	8,149	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり実施しており、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月																													
勸奨送付	576	497	597	570	684	667	677																													
送付月	11月	12月	1月	2月	3月	27年度計																														
勸奨送付	682	1,026	790	829	554	8,149																														
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理</p>	<p><主な定量的指標> 標準処理期間内処理割合 <その他の指標> 申出書等の処理状況の調査結果の公表。</p>	<p><主要な業務実績> 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内の処理割合は、8月処理分が98.23%、2月処理分が98.15%で、調査2回の平均期間内処理割合は98.19%であった。 また、この結果を翌月(9月及び3月)にホームページで公表した。 期間内に処理できなかったものについては、該当農協・農委へ聴き取りを行うとともに指導を行った。主な原因としては、届出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、添付書類の準備及び記入内容の確認に</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処理期間内の処理割合は、目標の97%以上となっており、結果を計画どおり公表し、また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握しているため、bと評価した。</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>																														

<p>各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p>を迅速に行うとともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回（8月及び2月）（8月及び2月）を行い、その結果を翌月（9月及び3月）に公表します。また、期間内に処理できなかつたものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。</p>	<p><評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</p>	<p>時間を要したこと等となっていた。</p> <p>(処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1210 359 1932 533"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年8月</td> <td>3,438</td> <td>3,377</td> <td>98.23</td> </tr> <tr> <td>28年2月</td> <td>4,335</td> <td>4,255</td> <td>98.15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,773</td> <td>7,632</td> <td>98.19</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	27年8月	3,438	3,377	98.23	28年2月	4,335	4,255	98.15	計	7,773	7,632	98.19	<p>(評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>	
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																			
27年8月	3,438	3,377	98.23																			
28年2月	4,335	4,255	98.15																			
計	7,773	7,632	98.19																			

<p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。 また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p>	<p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。 ③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立っ</p>	<p>② 標準処理期間（加入申込み30日、年金裁定請求60日）に合わせ迅速な処理を行います。 ③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が</p>	<p><主な定量的指標> 申出書等の返戻率 <その他の指標> 短縮された標準処理期間内の処理状況。 <評価の視点> ・短縮された標準処理期間内にどの程度処理ができていますか。 ・申出書等の返戻率が10%より下がっているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成26年度に見直した申出書等の標準処理期間内の短縮に合わせ前述のとおり100%に近いレベルでの期間内処理を行った。 返戻件数が減少するよう指導を行い、平成27年度の返戻件数は、1,087件で返戻率8.2%となった。3ケ年の返戻件数は2,821件で、返戻率7.5%となり、年度計画の返戻率10%以下を達成した。</p> <p>裁定請求書の返戻状況 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1228 1310 1881 1528"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>12,441</td> <td>953</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11,854</td> <td>781</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>13,198</td> <td>1,087</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,493</td> <td>2,821</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[前回の中期計画5ケ年の平均=7.9%]</p> <p>裁定請求書の返戻状況 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1228 1696 1881 1913"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>5,957</td> <td>661</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>6,072</td> <td>424</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>4,212</td> <td>320</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>8,189</td> <td>523</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	25年度	12,441	953	7.7	26年度	11,854	781	6.5	27年度	13,198	1,087	8.2	計	37,493	2,821	7.5	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	20年度	5,957	661	11.1	21年度	6,072	424	7.0	22年度	4,212	320	7.6	23年度	8,189	523	6.4	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処置期間内の処理は100%に近いレベルにある。また返戻率は8.2%と年度計画の10%を下回っているため、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																											
25年度	12,441	953	7.7																																											
26年度	11,854	781	6.5																																											
27年度	13,198	1,087	8.2																																											
計	37,493	2,821	7.5																																											
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																											
20年度	5,957	661	11.1																																											
21年度	6,072	424	7.0																																											
22年度	4,212	320	7.6																																											
23年度	8,189	523	6.4																																											

たサービスの向上を図る。

(参考：標準処理期間)

平成25年度

・加入申出書

60日以内

・年金裁定請求書

90日以内

平成26年度以降(新システム運用開始後)

・加入申出書

30日以内

・年金裁定請求書

60日以内

行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%
(前期中期計画5ヶ年の平均)より下げます。

24年度	10,968	864	7.9
計	35,398	2,792	7.9

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用				B	
(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行います。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①安全かつ効率的な管理・運用。</p> <p>②運用状況及び運用結果の評価・分析。</p> <p>③年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p> <p>①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。</p> <p>②資金運用委員会で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。(平成28年3月末の残高は2,124億円(自家運用665億円、外部運用1,459億円)、平成27年度の自家運用の追加投資額は148億円)</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。(平成28年3月末の残高は533億円(全額自家運用)、平成27年度の自家運用による追加投資額212億円)</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。(平成28年3月末残高81億円)</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき運用を行い、②資金運用委員会を計画どおり開催して、評価・分析等を行い、③年金資産構成割合について計画どおり検証を行い、見直す必要はないとの結果を得た。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

	<p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>③資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証しているか、検証結果を踏まえ必要に応じ見直しを行っているか。</p>	<p>基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。（平成28年3月末残高18億円）</p> <p>(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会を6月19日に開催し、26年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析等を行った。また、資金運用を取り巻く環境を踏まえ、28年1月22日に第2回を開催し、資金運用の諸課題について検討を行った。</p> <p>(3) 政策アセットミクスについては、6月19日の資金運用委員会において検証し、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p>(4) 26年9月に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、その実施状況をホームページで公表した。</p>		
<p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。また、加入者に対し、6月末日までに平成26年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 加入者に対する運用結果の通知。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>26年度、27年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ6月26日、8月17日、11月12日及び2月10日にホームページで公表した。</p> <p>また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る26年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおりホームページで公表し、また、加入者に対して、計画どおり運用結果を通知したことから、bと評価した。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環</p>	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を26年度の運用成績等の公表に併せ、6月26日にホームページで公表した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：a</p> <p>外部運用を委託する運用受託機関</p>	<p>認定：a</p> <p><認定に至った理由></p>

	<p>として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。</p>	<p>・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。</p> <p><評価の視点> 外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。</p>	<p>資金運用委員会については、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、このため、資金運用委員会の設置根拠の見直しを行い、新たに業務方法書に委員会設置とその目的を明定し、位置づけを明確化した。</p> <p>また、委員を資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外部専門家からのみ構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させた。</p> <p>業務方法書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を4月1日に制定し、4月2日にホームページで公表した。</p> <p>委員名簿については、4月20日現在及び6月19日現在の名簿を4月20日及び6月24日にホームページで公表した。</p> <p>6月19日に開催した新たな資金運用委員会では、「グローバル株式」及び「外国債券の為替ヘッジ」等といったテーマについて専門的な議論を深め、28年1月22日に開催した資金運用委員会では、引き続き議論のフォローを行った。</p> <p>また、これら2回の資金運用委員会の議事内容について、それぞれ7月21日及び28年2月10日にホームページで公表した。</p>	<p>名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表した。</p> <p>加えて、資金運用委員会について、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、資金運用委員会の設置根拠の見直しを行い、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させ、専門性の高いテーマについて議論を深めることができたことから、aと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>資金運用委員会の委員を専門的知識を有する外部専門家に刷新するなど、同委員会のチェック機能の充実・強化が図られたと認められることから、a評価とした。</p>
--	--	--	--	---	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合 (H24はセンサスデータ、H25、H26は利用可能な直近の統計調査を基に計算)	最終年度までに20% (各年度末被保険者割合)	(14.0%) [24年度末]	(16.9%)	(17.0%)	(18.5%)			予算額(千円)	218,567,910	211,405,639	209,952,143		
	前年度より1.1ポイント増加		2.9ポイント増加	0.1ポイント増加	1.5ポイント増加			決算額(千円)	208,984,206	202,148,973	199,660,369		
								経常費用(千円)	151,813,816	150,206,972	129,582,541		
								経常利益(千円)	150,783,725	150,610,431	130,965,489		
								行政サービス実施コスト(千円)	123,473,873	117,857,653	111,665,747		
								常勤職員数	75	75	74		

③評価の参考となるデータ							
		(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		データ把握方法等 前中期目標期間最終 年度値等					
加入推進特別研修会開催会場数	業務実績	43会場	48会場	49会場	48会場		
事例紹介	業務実績	11会場	25会場	30会場	39会場		
外部専門家	業務実績	2会場	5会場	19会場	20会場		
研修効果の測定	研修会参加者アンケート			研修会初参加者 (全参加者4,200人のうち49%)の 農業者年金の必要性の認識向上 55%→83%	研修会初参加者 (全参加者2,913人のうち38%)の 農業者年金の必要性の認識向上 58%→84%		
制度の認知度	新規加入者アンケート	48%		51%	49%		

注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実				B
	<p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定</p> <p>農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかになった</p>	<p>(1) 平成27年度に達成すべき加入推進目標の設定</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大することを目指し、同割合(%)を前年度末から平成27年度末までに1.1ポイント増加させます。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組みます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が前年度末よりも1.1ポイント増加しているか。 同割合が29年度末までに20%に拡大することを目指して増加しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者数の割合は、26年度末で17.0%であった。(注1)</p> <p>27年度末の同割合は、18.5%であった。(注2)</p> <p>27年度目標の同年齢層の被保険者割合1.1ポイント増加に対して、1.5ポイント増加となり、達成度は135%となった。</p> <p>また、同割合を24年度末の14.0%から最終年度までに20%に拡大するために同割合を毎年度均等に増加させていく場合、27年度末に到達すべき割合は17.6%になる。これに対しては18.5%であり、達成度は105%となった。</p> <p>(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 27年2月1日時点の20歳から39歳の基幹的農業従事者数(2015年農林業センサス)は、84,909人(①)。そのうち、1戸1法人の基幹的農業従事者数は、2,094人(②)であり(①の2.5%相当)、この人数を差し引くと、82,815人(③)。 27年3月末時点の20歳から39歳の被保険者数は、14,063人(④)。 ④÷③=16.98%≒17.0% なお、26年度自己評価書(27年6月末)では、20歳から39歳の基幹的農業従事者数について、27年2月時点調査の農林業センサスの数値が利用可能でなかったため、評価時点で利用可能な26年2月時点調査の26年農業構造動態調査の82,600人の数値を用いて割合を計算している。 ④÷82,600=17.03%≒17.0% <p>(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 28年2月1日時点の20歳から39歳の基幹的農業従事者数(28年農業構造動態調査)は、78,700人(⑤)。そのうち、1戸1法人の基幹的農業従事者数を除くため、2.5%相当を除くと、76,732人(⑥)となる。 28年3月末時点の同年齢層の被保険者数は、14,174人(⑦)。 ⑦÷⑥=18.47%≒18.5% 増加ポイント 18.47%-16.98%=1.49ポイント≒1.5ポイント 達成度合 1.49÷1.1≒135%、18.47%÷17.6%≒105% 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>1.1ポイント増加の目標に対して、1.5ポイント増加となり、a評価相当である。</p> <p>20%拡大を目指し毎年度均等に割合を拡大していく場合の27年度に到達すべき割合である17.6%に対しては、18.5%であり、b評価相当であるので、両方を勘案し、b評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度合が80%未満</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

(備考) 年度目標の1.1ポイント増について

25年度計画を策定中の段階では、24年度末の被保険者数が確定していなかったため、見込みの数字で20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の同年齢層の被保険者の割合を14.4%としていた。同割合を24年度末の14.4%（見込み）から29年度末までに20%にするには、中期目標期間中、毎年度1.1ポイントずつ増加させて行く必要があったため、25年度～27年度の各年度とも年度計画では、目標を1.1ポイント増としていた。

【参考】

20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度までに20%に拡大する場合の各年度の到達すべき割合（各年度均等に増加させる場合）

24年度末	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
14.0%	15.2%	16.4%	17.6%	18.8%	20.0%
(14.4%) (見込み)	(15.5%)	(16.6%)	(17.7%)	(18.8%)	20.0%

26年度の主務大臣評価における、26年度加入実績が前年度よりも大幅に減少した要因（外部要因とその他の要因）を分析して改善策を講じられたいとの指摘事項を受けて、外部要因として、農業経済低迷、米価大幅下落等の影響を全国、都道府県別、経営類型ごとに分析するとともに、被保険者数の減少について、厚生年金加入理由による資格喪失状況、農業法人化に伴う資格喪失の割合を調査分析した。内部要因として、戸別訪問等の各種加入推進の取組の活動量と加入実績の関係分析、実績のでている業務受託機関とでないところの比較、効果的な加入推進体制をとっている事例調査、年代別の加入前の制度認知度等のアンケート調査分析等を行った。これらの調査分析を踏まえて、戸別訪問の実施の維持・強化、戸別訪問につながる取組の徹底、市町村・JAにおいて人事異動により短年度で担当者が異動となることを前提にした加入推進関係の情報提供の仕方、若い年齢層の農業者への浸透等に関する具体的改善策について、業務受託機関と協議・調整し、より改善された取組を28年度から実施することとした。27年度中に実施可能なものは27年度に実施した。

（以下の「(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施」及び「(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度理解の増進」の項目での同様の主務大臣評価における指摘事項についても同様。）

(2) 加入推進活動の経済性・有効性を

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進

(2) 加入推進取組方針に基づく加入推

<主な定量的指標>

<主要な業務実績>

<評定と根拠>

評定：b

認定：b

<p>高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効果的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。</p>	<p>活動の実施</p> <p>① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。</p>	<p>進活動の実施</p> <p>① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成27年度における農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。</p> <p>また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p>	<p><その他の指標></p> <p>①加入推進取組方針の作成と徹底。</p> <p>②新規就農者等へのリーフレットの配布等。</p> <p>③アンケート調査の実施。</p> <p><評価の視点></p> <p>①若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その周知・徹底を図ったか。</p> <p>②都道府県段階の業務受託機関が新規就農者等にリーフレットの配布、説明等を行い働きかけをしたか。</p> <p>③新規加入者アンケート調査により基礎データの収集・分析を行い、効果検証をしているか。</p>	<p>① 政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「平成27年度における農業者年金の加入推進取組方針」を4月1日付けで業務受託機関あてに発出した。</p> <p>また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取組の徹底を図るとともに、業務受託機関からの実績報告により取組の実施状況を確認した。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、働きかけを行った。</p> <p>また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。</p> <p>③ 27年度の新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、加入前の制度の認知度、制度を知ってい</p>	<p>①加入推進取組方針について計画どおり作成し、その徹底を図っている。②新規就農者等に対し、計画どおり働きかけを行っている。③効果的な加入推進を図る観点から、計画どおり新規加入者へのアンケート調査・分析を行うとともに、加えて、業務受託機関からの実績報告を基にした種々の効果検証も行っている。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
<p>② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。</p>	<p>② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者や認定農業者等が集う機会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、適切な働きかけを行います。</p>	<p>② 27年度の新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、加入前の制度の認知度、制度を知ってい</p>	<p>③ これらの取組について、毎年</p>	<p>③ 効果的な加入推進を図る</p>		

<p>度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p>	<p>観点から、新規加入者に対するアンケートを実施し、当該新規加入者に係る基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証します。</p>		<p>て加入しなかった理由、加入の決め手等の把握を行った。また、業務受託機関の実績報告を分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果の検証を行った。</p>		
<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進を図る。</p>	<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員(加入推進部長)や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の役職員、認定農業者組織の役員等を対象とする加入推進研修会を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。</p> <p>② 農業者年金制度の仕組み</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。</p> <p>②研修用テキストの見直し。</p> <p><評価の視点></p> <p>①加入推進部長等研修会をどのような工夫して開催し、理解の増進につなげているか。</p> <p>②研修用テキストを効果的に見直しているか、活用しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の受託機関と基金の共催で、全国48会場で加入推進部長等を対象にした研修会を開催した同研修会では、基金の役職員による制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較 ・ 農家自身の取組による加入推進事例の紹介 <p>を行う会場を前年度よりも増やし(30→39会場、19→20会場)、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活発化を図るため研修会の充実を行った。</p> <p>これらの研修の結果、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会初参加者(参加者の38%)では、参加前の58%から、参加後は84%へ増加した(参加者全体では71%から86%へ増加)。</p> <p>研修会参加者アンケート結果を受託機関にフィードバックして、より効果的な研修会とするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の持ち方に反映した。</p> <p>② 研修用テキストである加入推進ハンドブックについては、前年度の見直しに沿って、農村現場での加入推進の参考となるような加入推進</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、全国各地で研修会を開催した。研修会の参加者の制度の理解も参加前に比べ大幅に増加している。</p> <p>②研修用テキストについて、加入推進を行う農家の参考となるよう加入推進現場から情報収集して掲載し、また、全国的に影響のある農業者の発言も新たに掲載し、研修会で活用している。</p> <p>これらの取組について、年度計画には記載がないが、加入推進活動のリーダーの育成と制度内容の理解の増進に向けた創意工夫を種々行っていること、研修会の結果も伴っていることを含めて勘案し、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

		の解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した研修用テキストの見直しを行い、①の加入推進研修会等において活用します。		の現場での加入推進語録の事例や運動スローガンを掲載するとともに、農業者にとっての公的年金の2階部分の年金として比較対象となる国民年金基金(みどり年金等)との比較表の掲載、よくある質問の追加を行った。同ハンドブックを加入推進部長等を対象とする研修会で活用した。		
(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。	(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。	(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成26年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 加入推進活動の都道府県間格差の縮小。 <評価の視点> ・格差縮小に向け、計画どおり実施したか。 ・その効果を検証したか。	<主要な業務実績> 都道府県間の取組の格差の縮小に向けた取組をより効果的に行うため、26年度から、中期計画策定時の「特別重点都道府県」を「重点都道府県」として指定した上で、その中で特に実績の低調な都道府県を「特別重点都道府県」として指定し、より強化した格差縮小の取組を行っている。 重点都道府県として18都県を指定し、役員等を派遣して、従来、特別活動と呼称してきた市町村・JA巡回意見交換会を45市町村・JAで行い、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。さらに特別重点都道府県として、5県を指定し、市町村・JA巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務受託機関及び関係機関による協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、同特別活動計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、推進強化を図った。 これらの取組の結果、20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比は、これらの地域以外では、1.06倍であったのに対し、重点都道府県では1.20倍、特別重点都道府県では1.43倍となった。	<評定と根拠> 評定：a 格差縮小の取組について中期計画及び年度計画の内容よりもより強化した内容で格差縮小に向けた取組を実施していること及び「重点」「特別重点」対象では、その他の地域より実績前年度比が大きく、格差縮小の成果も伴っていることから、aと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：a <認定に至った理由> 特別重点都道府県での基金の役員等による加入推進の取組を強化した結果、他の地域よりも新規加入者数の対前年度比の伸びが大きく、取組強化の成果があったと認められることから、a評価とした。
(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者	(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務	(5) ホームページによる制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知す	<主な定量的指標> <その他の指標> ①対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な	<主要な業務実績> ① 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、青年農業者向け(政策支援内容を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの)のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホー	<評定と根拠> 評定：b 計画どおりホームページでの発信・提供を行っていることに加えて、27年度は新たに新規加入者の声の紹介等も行っておりbと評価した。	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。</p> <p>② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。</p>	<p>るため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。</p> <p>② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p>情報のホームページでの発信。</p> <p>②リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。</p> <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしたか。</p>	<p>ムページで情報発信した。さらに、27年度はスマホでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行った。</p> <p>② 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等について情報収集し、上述のリーフレットとともに業務受託機関が随時ダウンロードして活用できるようにした。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	--	--	---	---	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%		△3.1%(24年度予算と25 年度予算の比較) △9.5%(24年度予算と25 年度実績の比較)	△3.3%(25年度予算と26 年度予算の比較) △19.6%(25年度予算と2 6年度実績の比較)	△3.0%(26年度予算と27 年度予算の比較) △16.0%(26年度予算と2 7年度実績の比較)			
事業費削減率	少なくとも対前年度 比△1%		△6.1%(24年度予算と25 年度予算の比較) △8.8%(24年度予算と25 年度実績の比較)	△1.3%(25年度予算と26 年度予算の比較) △1.8%(25年度予算と26 年度実績の比較)	△1.0%(26年度予算と27 年度予算の比較) △3.2%(26年度予算と27 年度実績の比較)			
ラスパイレス指数	100以下		97.3	98.5	99.5			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等				B	
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なく	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、社会保障・税番号制度に係るシ	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> <評価の視点> ・業務の適正な執行を確	<主要な業務実績> 一般管理費(人件費を除く。)については、社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3%減とした。3%削減の計画に対して実績は16%削減となっている。これについては、業務手法の見直しを通じた効率化努力による部分はあるものの、その 主な要因は、緊急に必要となったサイバー攻撃対策等情報セキュリティの	<評定と根拠> 評定：b 3%削減の計画に対して実績は16%削減となっているが、削減の主な要因は、予定していたシステム開発に着手できなかったこと等の効率化努力以外であるので、bと評価した。	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

とも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を、することを目標に削減する。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。

システム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比で3%削減します。
また、事業費（業務委託費）については、少なくとも対前年度比1%削減します。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行います。

保しつつ、削減率の目標を達成しているか。
・削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるものであるか。

強化を最優先に進めることとし、その対策に相当な期間を要したため、予定していたシステム開発（社会保障・税番号制度に係るものを除く）に着手できなかったこと等によるものである。

	26年度予算	27年度予算	削減率	27年度実績	削減率
一般管理費	657,021	637,308	△3.0	551,858	△16.0

(単位：千円、%)

(評定区分)
s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある
a：数値の達成度が120%以上
b：数値の達成度が100%以上120%未満
c：数値の達成度が80%以上100%未満
d：数値の達成度が80%未満

<主な定量的指標>
事業費削減率

<その他の指標>

<評価の視点>

・業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。
・削減実績が大きい場合、それは、業務の見直しや効率化によるものであるか。

<主要な業務実績>
事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で1%減とし、その範囲内で、委託費による事業推進を行い、実績で3.2%の削減となった。

(単位：千円、%)

	26年度予算	27年度予算	削減率	27年度実績	削減率
事業費	1,919,059	1,899,866	△1.0	1,856,819	△3.2

<評定と根拠>
評定：b
1%削減の計画に対して、実績が3.2%削減となっているが、主務省からの予算配分の段階で1%削減目標を達成しており、その範囲内で執行した結果によるものであることから、bと評価した。

(評定区分)
s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある
a：数値の達成度が120%以上
b：数値の達成度が100%以上120%未満
c：数値の達成度が80%以上100%未満
d：数値の達成度が80%未満

認定：b
<認定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）につ

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）につ

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）につ

<主な定量的指標>
<その他の指標>
政府における総人件費削減。

<評価の視点>

政府における総人件

<主要な業務実績>
人件費の削減については、国家公務員の給与制度の総合的な見直しを踏まえ、平成27年4月から支給水準の引下げ等を実施するとともに、55歳を超える職員の昇給抑制の取組を引き続き行い、適切に対応した。

<評定と根拠>
評定：b
計画どおり、国に準じて人件費の削減が行われたことから、取組は十分と認められ、bと評価した。

(評定区分)
s：取組は十分であり、かつ、目標

認定：b
<認定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

<p>いては、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>いては、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>る総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。</p>	<p>費削減の取組を踏まえたものとなっているか。</p>		<p>を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数)が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数)について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、必要に応じて給与規程の見直しを行うなど、平成27年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数)について、100を上回らないものとします。 また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> ラスパイレ指数 <その他の指標> <評価の視点> ・ラスパイレ指数が、100を上回っていないか。 ・国家公務員の給与改定等の状況を踏まえたものとなっているか。</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準の適正化については、国家公務員の給与制度の総合的な見直しを踏まえ、平成27年4月から支給水準の引下げ等を実施するとともに、55歳を超える職員の昇給抑制の取組を引き続き行い、適切に対応した。 上記及びこれまでの取組を進めた結果、27年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数)は100を上回っていない。 (参考) 対国家公務員地域・学歴別指数 27年度 99.5 26年度 98.5 なお、給与水準の適正化の取組の進捗状況等については、28年6月末にホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行った結果、27年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレ指数)が、99.5となり100を下回ること、また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、28年6月末にホームページで公表したことから、取組は十分と認められ、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 一般競争入札等の実施。 <評価の視点> 計画どおり、契約の適</p>	<p><主要な業務実績> 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一者応札・応募となった契約について改善方を立案し、その検証を行うとともに、随意契約の適正化</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 「調達等合理化計画」の達成状況について契約監視委員会による点検が行われ、随意契約について同計画に掲げた目標の範囲内である等、契約の適正化に向けた取組がなされた</p>

を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年

実に実施することとし、契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。

また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

② 監事及び外部有識者により構

次によりその適正化を推進しているか。

① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。

③ 契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。

また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。

④ 一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。

ア) 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すると

① 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を行った上で、契約を締結した。

② 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」（平成21年8月21日付）に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。

③ 契約審査委員会を7回実施し、延べ28案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、監事監査においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）を踏まえ、「調達等合理化計画」の達成状況、契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。

④ 次のとおり、随意契約の適正化の推進に取り組んだ。

ア) 「調達等合理化計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行うこととした。

なお、27年度における競争性のない随意契約は、7件、217,773千円となり、「調達等合理化計画」で掲げる目標（9件、236,060千円）の範囲内となっている。

イ) 3月23日に第7回契約監視委員会を開催し、外部委員より、28年度計画の策定、27年度契約の点検等を受けたが、指摘事項はなかった。また、審議概要をホームページで公表した。

の推進にも取り組むなど、計画どおり実施したことから、取組は十分と認められ、bと評価した。

(評定区分)

s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある

a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある

b : 取組は十分である

c : 取組はやや不十分であり、改善を要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

ものと認められる。

<p>公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>ともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ) 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>				
--	--	---	--	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
新システムのアクセス 件数	対前年度増加		984千件	1,478千件	1,621千件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化				B	
事務書類の簡素化、 電子情報提供システ ムの利用の促進等 により、業務運営を迅速 化・効率化する。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・ 効果的な審査を確 保しつつ、関係者の 負担を軽減するた め、事務書類の簡素 化を図る。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効 果的な審査を確保し つつ、関係者の負担を 軽減するため、加入者 や業務受託機関から の要望を踏まえ、既に 前年度において簡素 化した事務書類につ いて検証し、必要に応 じて見直します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 事務書類の簡素化。 <評価の視点> 前年度に簡素化した事 務書類による事務処理が 円滑に運営されているか について、計画どおり検 証をしたか。	<主要な業務実績> 26年度の新システム導入に伴い、14種類から4種類に統合・簡素化され た届出様式により事務処理を行い、その定着を図った(アクセス件数が前 年度比10%増加)。 なお、各種届出書のうち加入要件等の審査の必要上戸籍抄本又は住民票 写しの添付を求めているものについて、当該戸籍抄本等の原本還付手続き の取扱いを27年1月に定め、27年5月から原本還付の具体的手続きを徹底 することとし、加入者の負担を緩和した。	<評価と根拠> 評価：b 前年度に簡素化された事務書類に ついて計画どおり検証を行っている ことからbと評価した。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善 を要する d：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	認定：c <認定に至った理由> 前年度に簡素化した事務書類につ いての検証が十分に行われていない ことから、cと評価した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策> 前年度に簡素化した書類による事務 処理について業務受託機関から意見を 聴取するなど検証を行い、その結果を 明らかにすること。	
	(2) 電子情報提供シス テムの利用促進等 業務受託機関に おいて、被保険者情	(2) 電子情報提供シス テムの利用促進等 業務受託機関にお ける事務処理の迅速	<主な定量的指標> アクセス件数 <その他の指標>	<主要な業務実績> 27年4月23日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」 を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県段 階、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。	<評価と根拠> 評価：b 新システムの普及拡大取組方針を 決定して全業務受託機関での新シス	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

	<p>報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>化・効率化を図るため、電子情報提供システムに代わる農業者年金記録管理システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回りますようにします。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数が、前年度を上回っているか。 ・新システムの利用促進に取り組んでいるか。 	<p>また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣（年間16カ所）して、農業者年金記録管理システムの利用方法等の説明会を実施し、各都道府県段階の担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めた。</p> <p>これらの取組により、農業者年金記録管理システムへのアクセス件数は、27年度1,621千件となり26年度1,478千件に対し143千件増加（前年度比10%増加）し前年度を上回った。</p>	<p>テム利用を目標に取り組み、会議や研修会において新システムの利用方法等の説明会を行って利用促進に努めた結果、アクセス件数は、前年度を上回ったことから、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
<p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>平成25年度において開発が完了した農業者年金記録管理システムについて、社会保障・税番号制度への対応等のための開発を引き続き行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>システムの新たな開発。</p> <p><評価の視点></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を進めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発については、住民基本台帳ネットワーク（総務省）との接続のために必要となるハードウェアの調達を行い、27年8月に機器導入を完了している。</p> <p>また、住基連携システムのインストールを27年10月に完了している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、マイナンバー制度への対応等のための新たな開発を進めたことから、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	組織運営の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化				B	
(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を	(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。	(1) 常勤職員数については、中期目標期初75人を上回らないものとし、業務量を踏まえて適正な配置を行います。	<主な定量的指標> 常勤職員数 <その他の指標> <評価の視点> 常勤職員数が75人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 年度末の常勤職員数を74人とした。	<評定と根拠> 評定：b 中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

実施する。						
<p>(2) 能力・実績主義の活用により、従業員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤従業員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤従業員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させ決定します。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 職務実績及び人事評価結果の反映。 <評価の視点> 職務実績及び人事評価結果を適切に反映しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 常勤従業員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。 また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 常勤従業員の期末特別手当の額については、計画どおり、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額についても、計画どおり、人事評価の結果を反映させて決定していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	委託業務の効率的・効果的实施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施				B	
業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 業務受託機関から提出された実績報告書の内容についてその実施状況を集計し把握した。また、集計結果を分析し、委託費の効果的实施に向け配分見直しの必要性等の検討のための基礎資料として活用した。	<評価と根拠> 評価：b 計画どおり、業務受託機関から提出された実績報告書を集計し、その実施状況を把握していることから、bと評価した。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	
(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大 ① 加入推進活	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務	<主な定量的指標> <その他の指標>	<主要な業務実績> 市町村の業務委託費のうち、「活性化組織割手数料」について、加入推進活動を活性化させるインセンティブ拡大のため、新規加入者の実績加算の上限(市町村当たり3人または10人)を廃止し、配分方法の見直しを行った。	<評価と根拠> 評価：b 前年度の配分方法の見直しに加え、中期目標、中期計画を踏まえ、新規加入者数の実績に応じた加算額に	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

<p>動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な(一律定額の)配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法を導入する。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料については、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活性化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。</p>	<p><評価の視点> 計画どおり配分されているか。</p>	<p>について、加入推進にインセンティブが働くよう配分方法を見直して配分を行った。これらのことから、bと評価した。</p>		
<p>(2) 業務委託費の配分基準の統一化等</p> <p>業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合で</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化</p> <p>業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化</p> <p>市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、経営移譲・経営継承の事前指導を徹底すること</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標> 業務委託費の配分基準。</p> <p><評価の視点> 計画どおり配分されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、経営移譲・経営継承の事前指導を徹底することに伴う事務量の増減に応じた配分となるよう配分の見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、適切に見直した配分基準に基づき、配分を行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

<p>それぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>に伴う業務量の増減に応じた配分方法の見直しを行います。</p>		<p>を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	------------------------------------	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
①評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
②評価の参考となるデータ		(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
基金職員研修の実施				職員研修実施方針及び計画を新たに策定				
新任職員研修(カリキュラム数)			10	10	10			
専門分野研修(種類)			12	16	17			
管理職員等研修(回数)				1	2			
基金役職員派遣件数			94件	114件	115件			25・26年度は業務受託機関からの派遣依頼件数と同数

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等				B	
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施します。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。 ・研修等の実施方針の策定。 <評価の視点>	<主要な業務実績> 年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員の能力向上を図った。 ① 新任職員を対象とする研修 4月採用者(11名)に対し農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。7月採用者(1名)及び10月採用者(1名)についても、それぞれの採用時期に4月採用者と同じ研修資料を配布し、概要を説明する形式で研修を実施した。 また、5月から7月にかけて基金業務に関連する基本的事項を内	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、初任者研修、専門研修を行い、民間研修も活用していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

2回実施する。
また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。
その際、必要に応じて、民間等の機関が主催する研修を活用します。
また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施方針を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。

・初任者研修・専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。
・研修等の実施方針を策定しているか。

容とする拡充研修を実施した。

② 年金資産の運用等に関する研修

- ・ 新たに年金資産の運用等に携わることとなった職員について、債券・株式等に関する通信教育（5月～7月）、国債投資に関する通信教育（5月～8月）をそれぞれ1名、計2名について民間機関の通信教育を受講させた。
- ・ 11月から12月にかけて基金役職員を対象とする資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施した（4回実施）。うち1回は資金部職員向けにより専門性の高い研修を実施した。

③ その他専門研修等

- 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、5月に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名に受講させ、2月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議に2名を参加させた。
- 法人文書管理に携わる職員について、5月、11月及び12月に公文書管理研修をそれぞれ1名、計3名に受講させた。2月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議に1名を参加させた。
- 法人文書管理担当者に対し、法人文書管理に関する研修を実施した（基金内部）。
- 庶務業務に携わる職員について、7月、11月にストレスチェック義務化対策セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させ、11月にストレスチェック制度導入と健康管理担当者の役割セミナーを1名に受講させた。
- 審査請求事務に携わる職員について、9月に改正行政不服審査法実務セミナー、2月に新行政不服審査法実務セミナーをそれぞれ1名、計2名に受講させた。
- 庶務業務に携わる職員について、10月に健康保険組合役職員スキルアップ講習会を1名に受講させた。
- 給与事務（マイナンバー関係）に携わる職員について、10月に奉行フォーラム2015を1名に受講させた。
- 会計事務に携わる職員について、10月～11月に政府関係法人会計事務職員研修を1名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、11月に農林水産省主催のセキュリティアカデミー研修を2名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、11月に住基ネット利用 機関向け情報セキュリティ研修を2名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、12月に農林水産省主催の情報セキュリティセミナーを2名に受講させた。
- 職員採用業務に携わる職員について、6月に公正採用選考人権啓

- a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b：取組は十分である
- c：取組はやや不十分であり、改善を要する
- d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

			<p>発推進員研修を1名に受講させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与事務に携わる職員について、8月に給与実務研修、11月に年末調整セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させた。 ○ 受託機関向け研修会、農家向け研修会・説明会に携わる職員について、7月にファシリテーションスキル研修を1名に受講させた。 ○ 契約事務に携わる職員について、2月に公共調達・公共工事と会計監査講習会、契約の基本と契約書作成・リスク管理の基礎実務セミナーにそれぞれ1名、計2名に受講させた。 ○ 庶務業務に携わる職員について、2月に芝地区事業者向け防災セミナーを1名に受講させた。 ○ 管理職員等に対し、7月に「リーダーシップ」、「マネジメント」をテーマとした研修に加え、今年度は新たに「内部統制」をテーマとする研修会(2月)を実施した(基金内部)。 <p>なお、基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを行っている。</p>		
<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会)の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会)</p> <p>ア 年度当初に実務担当者会議を実施し、適正な業務の遂行のために必要な事項について周知するとともに、当</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議の開催(都道府県受託機関)。②実務担当者等会議、新任担当者研修会の開催(市町村受託機関)。</p> <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な業務の遂行のために必要な事項について周知しているか。 ・業務受託機関と業務推進に向けた意見交換を実施しているか。 ・都道府県段階の業務受託機関の新任担当者向けの研修会を実施しているか。 ・加入推進状況を踏ま 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会)</p> <p>ア 都道府県段階の業務受託機関を対象に、4月に担当者会議を開催し、第3期中期目標、中期計画、27年度計画について周知した。また、27年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。</p> <p>イ 4月に新任担当者研修会を、6月に経営移譲及び支給停止等の専門研修会を開催し、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。</p> <p>ウ 9月に臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年度業務実績の主務大臣評価結果(特に指摘事項)を説明し、意見交換を行った。10月から11月に6つの地域ごとにブロック別会議を開催し、その時点での会計検査の状況及び主務大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実体を伴った経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直しを協議するとともに、加入推進の取組強化及び業務研修の理解度テストのあり方について協議した。</p> <p>また、資産運用状況等を説明した。</p> <p>エ 2月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表道府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、会計検査院からの処置要求</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、都道府県業務受託機関を対象に、実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業務連絡協議会を開催し、年度計画、取組方針、会計実地検査の対応等について説明・意見交換等を行い、その内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に、前年度を上回る基金の役職員を派遣したことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

		<p>該年度に基金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。</p> <p>イ 新たに市町村段階の業務受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう年度当初に新任担当者研修会を実施します。</p> <p>ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期と翌年度に向けた課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p>	<p>え、課題や取組方針について業務受託機関と意見交換を行っているか。</p> <p>・ブロック単位の担当者会議を開催しているか。</p> <p>・市町村段階業務受託機関担当者向け研修会を行うよう、都道府県段階業務受託機関を指導したか。必要に応じて同研修会に基金役職員の派遣を行ったか。</p> <p>を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための28年度からの事務処理について説明し、協議を行った。また、28年度の加入推進の取組方針案及び業務研修について意見交換を行った。</p>	<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
	<p>② 市町村段階における業務受託機関(農業</p>	<p>② 市町村段階における業務受託機関(農業委員会</p>	<p>② 市町村段階における業務受託機関(農業委員会及び農業協同組合)都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、新任担当者研修会及び10月から11月に開催したブロック別担当者会</p>	

委員会及び農業協同組合)の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

及び農業協同組合)都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実務担当者及び新任担当者研修会を実施するよう指導します。

③ 特に、実体を伴った経営移譲等について、業務受託機関に対し、その確保を指導する通知を发出するとともに、前記②の市町村段階の業務受託機関を対象とした研修会において当該通知内容が周知されるよう指導をします。

さらに、市町村段階の業務受託機関を対象とした研修会等に昨年度を上回る基金役職員の派遣を行います。

議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう要請した。

③ 平成27年4月1日に「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」(基金理事長通知)の一部改正を行い、業務受託機関へ通知した。

また、市町村段階の業務受託機関を対象とする研修会等へ基金より役職員を派遣し、当該通知内容が周知されるよう指導を行った。

- ・ 役職員派遣件数 115件(前年度114件)
- ・ うち給付関係業務 32件(前年度 30件)

④ 26年度業務実績の主務大臣評価における、理解度テストを改善されたいとの指摘事項を受けて、①に記述の通り、対応案について業務受託機関と協議した。その結果、業務研修において各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにすることとし、28年度の業務研修から実施することとした。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
考査指導機関数	年間240機関程度		292機関	285機関	265機関			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化				B	
(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。	(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。	(1) 「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)に基づき、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組みます。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>内部統制の充実・強化</p> <p><評価の視点></p> <p>前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえつつ、リスク管理を統合的に行うという観点から、内部統制の充実・強化に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部統制基本方針及び前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組んだ。(具体的な業務実績は(2)、(3)の欄を参照)</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>内部統制基本方針等に基づき内部統制の充実・強化に取り組んだことから、bと評価した。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>基金の内部統制の整備及び運用についての平成27年度監事監査報告の意見を踏まえ、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の現状を調査及び分析し、内部統制システムをより充実させること。</p>	
	(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を	(2) 内部統制基本方針に基づき、理事長は、役職員の行動指針となる「独立行政法人農業者年金基金役職員の	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>理事長による内部統制の取組の指示。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を内容とする「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を理事長が役職員に示し、役員部課長会等で、同行動指針に従って業務に取り組むよう指示し、周知を図った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>理事長が、計画どおり、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に示し、その周知を図っ</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

<p>把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>行動指針」を定め、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知を図ります。</p> <p>また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成26年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。</p>	<p><評価の視点> 計画どおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し、周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。 	<p>また、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び26年度計画及び第3期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行った。</p>	<p>たこと、また、経営管理会議を四半期に1回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。</p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行うとともに、コ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。</p> <p>②リスク管理委員会の開催。</p> <p>③内部監査の実施。</p> <p><評価の視点></p> <p>①計画どおりコンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。</p> <p>また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況をホームページで公表した。②外部専門家の参加を得てリスク管理委員会を開催し、前年度の監査結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、リスク管理マニュアル等を策定してリスク管理を徹底した。③内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施した。以上のことから、取組は十分と認められb評価とした。</p> <p>(評定区分)</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、内部統制基本方針に基づく措置が講じられていること、平成26年度の評価の際に指摘した経営移譲年金受給者の総点検について、平成27年度中に実施されたこと、また、平成27年10月の会計検査院の指摘については、再発防止策を講じるなど適切に対応していることから、b評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>業務受託機関も含め、年金業務に係るリスク認識を高めるためには、年金給付業務について、必要な専門的知識の習得、法令等の精神を理解すること</p>

<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。</p>	<p>る審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p> <p>② リスク管理の徹底</p> <p>平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p>	<p>ンプライアンス研修を実施します。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p> <p>② リスク管理の徹底</p> <p>外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p> <p>③ 内部監査の実施</p>	<p>じた場合は公表しているか。</p> <p>②計画どおり、リスク管理委員会を開催し、行動計画やリスク管理マニュアル等を策定しているか。</p> <p>③計画どおり、内部監査を実施しているか。</p> <p>② リスク管理の徹底</p> <p>外部専門家の参加を得て、リスク管理委員会を上半期（7月）と下半期（3月）に開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けした上で、リスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底した。</p> <p>26年度の主務大臣評価における指摘事項のうち、経営移譲年金受給者総点検の報告については、27年度末までに点検を終え、農水省へ報告を行った。また、計画的な基金職員の育成、定期的な基金職員及び業務受託機関職員の理解度チェックの仕組みについては、「5業務運営能力の向上等」で記述のとおり対応した。</p> <p>なお、平成27年10月22日に会計検査院院長から当基金理事長宛になされた、経営移譲年金の支給についての是正の処置及び是正改善処置の要求については、以下のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給停止事由に該当しているか調査すべき116名について調査を了するとともに、この結果、支給停止事由に該当していた者49名のうち42名と会計検査院より支給停止事由該当と指摘された55名のうち52名の計94名について、27年度までに支給停止の処分を行った（残る支給停止事由該当者計10名についても平成28年5月までに支給停止の処分を行っている。）。 ・ 支給停止事由に該当した場合には、遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについて、現況届の様式改正などを行い、その周知徹底を図った。 ・ 経営所得安定対策等交付金の申請者データと経営移譲年金等の受給権者データを照合し、支給停止事由該当の有無を確認する体制を整備した。 <p>③ 内部監査の実施</p>	<p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>が必要となることから、引き続き、計画的に基金の職員を育成し、定期的に基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを継続すること。</p> <p>また、会計検査院から昨年指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置が講じられたところであるが、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関及び受給権者に対する周知徹底を継続的に行うとともに、不適正支給の返還状況を管理し、円滑な債権回収に努めること。</p>
---	---	---	--	--	---

	<p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>内部監査については、「内部監査規程」（平成27年3月改正）に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。</p> <p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>			
<p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況及び平成26年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成28年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 運営評議会の開催。</p> <p><評価の視点> ・計画どおり運営評議会を開催し、議事要旨を公表しているか。 ・運営評議会での意見を業務運営に反映させているか。</p>	<p><主要な業務実績> 9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び26年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。</p> <p>運営評議会での加入推進における若い農業者へのアプローチの強化、農地利用適正化推進委員の係わりの明確化等の意見を加入推進の取組へ反映させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 計画どおり、9月及び3月にそれぞれ適切な議題により運営評議会を開催し、その議事要旨をホームページで公表するとともに、運営評議会での意見を業務運営に反映させたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対し</p>	<p><主な定量的指標> 考査指導機関数 <その他の指標></p>	<p><主要な業務実績> ① 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導について、6月に27年度考査指導実施計画を策定し、6月から12月にかけて32道府県において265の業務受託機関に対し考査指導を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 240程度の目標に対して265の業務受託機関で考査指導を行ったので達</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。

また、考查指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。

さらに、考查指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透に努める。

対しての考查指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。

① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考查指導を計画的に実施する。また、考查指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。

② 考查指導により把握した事例や注意すべき課題等の考查指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図る。

ての考查指導については、考查指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。

① 考查指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに考查指導を行います。

② 前年度の考查指導により把握した事例や注意すべき課題等の考查指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明するほか、研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図ります。

③ 特に重要な事項については、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況を確認し、確認結果を

考查指導の効果の浸透

<評価の視点>

計画どおり、
① 考查指導対象受託機関を240程度選定し、12月までに考查指導を行っているか。
② 考查指導の効果の浸透を図っているか。

② 前年度の考查指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び27年度の考查指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、都道府県段階の業務受託機関担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じ周知を図るよう依頼した。

また、会計検査院の実地検査の結果等については、会議等を通じた都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。

③ 考查指導の実施にあたり、特に重要な事項については、調査票を見直して考查指導の内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況等を調査・確認し、その結果に応じた指導を行った。

成度合は110%であった。

また、①4月の都道府県担当者会議等で考查指導の結果について周知徹底を図るとともに、各都道府県担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。②会計実地検査の結果等については、都道府県段階の業務受託機関へ情報提供を行い、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。③考查指導関係調査票を見直し、重要な通知等の変更内容を考查指導内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況に応じた指導を行った。これらのことから、bと評価した。

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

		踏まえて必要な指導を行います。				
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。 ① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(6) 情報セキュリティ対策 ① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」について、政府機関統一基準群等を参考に見直しを行うとともに、社会保障・税番号制度への対応のため必要な見直しを行います。 また、同規程に基づく取組状況について確認を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> ①情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の確認。 ②農水省との情報交換。 <評価の視点> ①計画どおり、職員の情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行っているか。 ②計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。	<主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」については、政府機関統一基準群等の見直しはなかったことを踏まえ、27年3月31日付で改正された規程に基づき、情報セキュリティ対策を継続している。 27年6月に発覚した日本年金機構の個人情報漏洩問題に端を發し情報セキュリティが問題となったが、基金としては同様の問題を自らの課題として捉え、先ず初動動作として、情報セキュリティ及び個人情報保護管理に関する緊急の自己点検を役職員に実施するとともに不審メール等への対応方針を周知した(6月)。 また、27年8月20,21日に「厚労省第三者委員会報告」、「サイバーセキュリティ戦略本部報告」、「日本年金機構調査結果」が相継いで公表され、そこでの対策内容を参考にしつつ基金内で検討した結果、早急に実施する措置として、以下の対策を講じた。 ・不審メールに対する基本的な対応を経営管理会議で決定し、役職員に周知徹底(8月) ・標的型メール訓練を新たに導入することとし、抜き打ちで2回実施(8,9月) ・個人情報を扱うシステムと端末を、インターネットから遮断するための改修を実施(9月) ・これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修(効果測定付き)を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行った。(12月) ・この結果当基金に不審メールが大量に送りつけられる(28年1月27,28日)ことが発生したにもかかわらず、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていたことにより、何ら被害の発生はなかった。なお、この不審メールの大量送付の経験を踏まえ、セキュリティ対策を一層強化することとし、インターネットで閲覧可能なサイトを制限(28年2月)するとともに、基金役職員全員のメールアドレスの変更を実施した(28年3月)。 ② 農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、迅速かつ適切に対応した。 また、その対応状況等を報告した。 農林水産省への報告体制については、企画調整室を窓口として農	<評定と根拠> 評定：a 情報セキュリティ対策等に係る政府機関統一基準群等の見直しはなかったことを踏まえ、現行の情報セキュリティ規程に基づき対策を行うとともに、情報セキュリティ研修を行って定量的な効果測定を実施した。また、農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、迅速かつ適切に対応してその対応状況等を報告した。 なお、個人情報の漏洩防止等に必要な対策について、ハード(インターネットからの切り離し等)、ソフト(メール訓練等)両面において迅速に措置し、リスクを軽減したことから、aと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：a <認定に至った理由> 日本年金機構の個人情報流出事案等を受けて、情報セキュリティ対策の点検を行うとともに、個人情報を扱うシステム等のインターネット回線からの遮断など情報セキュリティの強化に迅速かつ適切な対応が取られたことから、a評価とした。

	<p>リティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。</p> <p>また、農林水産省への報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>	<p>業者年金担当課へ連絡する体制を整えている。</p> <p>なお、27年度はシステム関係の事故・障害等は発生していない。</p>		
--	--	---	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅲ 財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項				B	
1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直し。 ・担保物件の評価の見直し。 <p><評価の視点></p> <p>計画どおり債権分類の見直しを行っているか、それに基づく債権の管理・回収を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>全ての貸付金債権について、26年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。</p> <p>2 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、全て評価の見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>全ての貸付金債権について、計画どおり、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、全て評価の見直しを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	
2 毎年の運営費交付金額の必要額の	2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定：b	
				27年度の運営費交付金額の必要額の算定については、25年度の運営費	評定：b	評定：b	

<p>算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。</p>	<p><その他の指標> ・運営費交付金の算定ルール <評価の視点> 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに基づき算定を行っているか。</p>	<p>交付金債務残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき、対前年度予算に対し一般管理費は3%、業務経費は1%それぞれ削減し算定した。</p>	<p>27年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
--	---	---	---	---	---

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅳ 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%		△3.1%(24年度予算と25 年度予算の比較) △9.5%(24年度予算と25 年度実績の比較)	△3.3%(25年度予算と26 年度予算の比較) △19.6%(25年度予算と2 6年度実績の比較)	△3.0%(26年度予算と27 年度予算の比較) △16.0%(26年度予算と27 年度実績の比較)			
事業費削減率	少なくとも対前年度 比△1%		△6.1%(24年度予算と25 年度予算の比較) △8.8%(24年度予算と25 年度実績の比較)	△1.3%(25年度予算と26 年度予算の比較) △1.8%(25年度予算と26 年度実績の比較)	△1.0%(26年度予算と27 年度予算の比較) △3.2%(26年度予算と27 年度実績の比較)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第4 予算 (人件費の見 積りを含む。)、収支 計画及び資金計画	第4 予算 (人件費の 見積りを含む。)、収 支計画及び資金計 画				B	
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減率 事業費削減率 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。 削減実績が大きい場合、それは、業務の見直 	<p><主要な業務実績></p> <p>○業務運営の効率化による経費の抑制等 (再掲)</p> <p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制</p> <p>一般管理費 (人件費を除く。) については、社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3%減とした。</p> <p>3%削減の計画に対して実績は16%削減となっている。これについては、業務手法の見直しを通じた効率化努力による部分はあるものの、その主な要因は、緊急に必要となったサイバー攻撃対策等情報セキュリティの強化を最優先に進めることとし、その対策に相当な期間を要したため、予定していたシステム開発 (社会保障・税番号制度に</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①一般管理費については、3%削減の計画に対して実績は16%削減となっているが、削減の主な要因は、予定していたシステム開発に着手できなかったこと等の効率化努力以外であり、②事業費については、1%削減の計画に対して、実績が3.2%削減となっているが、主務省からの予算配分の段階で1%削減目標を達成しており、その範囲内で執行した結果によるも</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

		<p>しや効率化によるものであるか。</p>	<p>係るものを除く)に着手できなかったこと等によるものである。 事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で1%減とし、その範囲内で、委託費による事業推進を行い、実績で3.2%の削減となった。</p>	<p>のであることから、bと評価した。</p> <p>(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																			
		<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標> 予算、収支計画、資金計画</p> <p><評価の視点> 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> (単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 747 1982 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度予算</th> <th>27年度予算</th> <th>削減率</th> <th>27年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>657,021</td> <td>637,308</td> <td>△ 3.0</td> <td>551,858</td> <td>△6.0</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>1,919,059</td> <td>1,899,866</td> <td>△ 1.0</td> <td>1,856,819</td> <td>△3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。</p>		26年度予算	27年度予算	削減率	27年度実績	削減率	一般管理費	657,021	637,308	△ 3.0	551,858	△6.0	事業費	1,919,059	1,899,866	△ 1.0	1,856,819	△3.2	<p><評価と根拠> 評価：b 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分の取組は十分と認められ、bと評価した。</p> <p>(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
	26年度予算	27年度予算	削減率	27年度実績	削減率																		
一般管理費	657,021	637,308	△ 3.0	551,858	△6.0																		
事業費	1,919,059	1,899,866	△ 1.0	1,856,819	△3.2																		

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (V 短期借入金の限度額)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—	—			・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円
	924億円(限度額)		—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円とします。</p>	<p><主な定量的指標> 借入限度額</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> 借入限度額の範囲内であったか。</p>	<p><主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価：—</p> <p>(評価区分) b：限度額の範囲である d：限度額の範囲を超えた</p>	<p>認定：—</p>	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (VI 長期借入金)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
		長期借入金の限度額	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
			◎ 長期借入金			B										
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市中金利情勢等 ・応札倍率 <p><評価の視点></p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.2.2</td> <td>ゆうちょ銀行 ほか32機関</td> <td>75,100</td> <td>0.145%</td> <td>H33.2.1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：4.90倍 ・応札倍率平均（過去3回）：4.11倍 ・入札参加金融機関数：98機関（過去3回平均：74機関） ・入札日（28年1月21日）における市中金利 <ul style="list-style-type: none"> ・国債：0.020%、政府保証債：0.095% ・金利スワップ（5年）：0.190% ・長期プライムレート：1.100% 	借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	H28.2.2	ゆうちょ銀行 ほか32機関	75,100	0.145%	H33.2.1	<p><評価と根拠></p> <p>評価：a</p> <p>最近の先行き不透明な金融情勢の中にあっても、市中金融機関の応札意欲を高揚し、応札倍率を高めるような施策を講じること（入札参加金融機関数：74機関（過去3回平均）→98機関（32.4%増）により、競争機能の活性化を図った。</p> <p>この結果、借入利率を低利（0.152%→0.145%）で抑えられたため、aと評価した。</p> <p>（評価区分）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>旧年金の給付に充てられる長期借入金について、入札準備期間を見直し、周知期間及び準備期間を確保する等、応札倍率を高める改善措置がとられたと認められるものの、借入利率が低下したこと等については、外部要因による影響も否定できないことから、b評価とした。</p>
借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限												
H28.2.2	ゆうちょ銀行 ほか32機関	75,100	0.145%	H33.2.1												

											的な改善を要する	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画 (人員及び人件費 の効率化に関する目標を含む。)		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)				B	
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> 専門研修の実施。 <評価の視点> 専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	<主要な業務実績> 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修に加え、新任者拡充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり、新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 75人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を75人とします。</p> <p>(参考)</p> <p>人件費総額見込み 650百万円</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>常勤職員数</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>年度末の常勤職員数を75人を上回っていないか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>年度末の常勤職員数を74人とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>認定：b</p> <p><認定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
--	---	--	---	---	---	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0070

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項				B	
	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	<主な定量的指標> <その他の指標> 現預金の経費への充当 <評価の視点> 積立金の処分が適切であるか。	<主要な業務実績> 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(124百万円)については、27年度における旧年金給付費(106,438百万円)及び旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。(87,096百万円))の一部に充当している。	<評価と根拠> 評価：b 前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、経費の一部に充当したことから、積立金の処分は適切と認められ、bと評価した。 (評価区分) b：積立金の処分は適切である d：積立金の処分は不適切である	認定：b <認定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	